

兵庫県統合宛名管理システム外部連携サーバ機器等一式（賃貸借） 入札申請関係書類
--

- ① 入札公告（写し）
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 提出書類の注意事項
- ⑤ 契約書（ひな型）
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 仕様確認申込書・入札用機器内訳書
- ⑧ 仕様等に関する質問書
- ⑨ 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書
- ⑩ 様式8（第5の16関係）誓約書

< 担 当 >

兵庫県出納局物品管理課物品班 児玉

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-341-7711（内線75787）

FAX 078-362-3928

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年10月14日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県統合宛名管理システム外部連携サーバ機器等一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和 9 年 3 月 1 日（月）から令和14年 2 月29日（日）まで

(4) 納入場所

兵庫県庁 3 号館 1 3 階電算機室

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の 110 分の 100 に相当する金額で入札すること。

なお、本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650—8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

兵庫県出納局物品管理課 担当 児玉

電話(078)341—7711 内線 7 5 7 8 7 F A X (078)362—3928

(2) 参加申込の期間及び申込方法

令和8年10月14日（水）から同月20日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和8年10月20日（火）は午後4時までとする。）に、電子入札共同運営システムにより行うこと。

(3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 開札の日時及び場所

令和8年10月27日（火）午後2時10分 出納局物品管理課

(5) 入札書の提出期間

電子入札により、令和8年10月23日（金）午後5時から同月27日（火）午後2時10分まで（県の休日及び午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に行うこと。

4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

電子入札共同運営システムによる場合は、令和8年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時（令和8年10月20日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

「仕様確認申込書」

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法 電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果 令和8年10月23日（金）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

兵庫県統合宛名管理システム外部連携サーバ機器等一式（賃貸借）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

兵庫県統合宛名管理システム外部連携サーバ機器等

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和9年3月1日（月）から令和14年2月29日（日）まで

(5) 納入場所

兵庫県庁3号館13階電算機室

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和8年10月20日（火）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて4(1)イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札参加の申込み

(1) 参加申込

電子入札共同運営システムにより行うこと。

(2) 参加申込の期間

令和8年10月14日（水）から同月20日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後8時まで（令和8年10月20日（火）は午後4時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

- ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。
- イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年10月23日（金）午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

ア 受付期間

令和8年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和8年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時（令和8年10月20日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）

電話番号(078)341-7711（内線75787） F A X(078)362-3928

ウ 提出書類

（ア）仕様確認

「仕様確認申込書」

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

（イ）質問

「仕様等に関する質問書」

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年10月23日（金）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品にかかる金額で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和8年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 出納局物品管理課

(2) 日時 令和8年10月27日（火）午後2時10分

8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和8年10月23日（金）午後5時から同月27日（火）午後2時10分まで（県の休日及び午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に入札を行うこと。

9 入札書の作成方法

(1) 電子入札共同運営システムにより入札する。

(2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額を、令和8年10月26日（月）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年10月26日（月）以前の任意の日を開始日とし、令和8年11月9日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11 無効とする入札

(1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、

指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

(1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。

(3) 予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度、別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

(1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 8 年 11 月 9 日（月）までであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。

(7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して 7 日以内（県の休日を除く。）に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

18 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 -10- 1

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)341—7711 内線 75787）

兵庫県統合宛名管理システム
外部連携サーバ機器等調達仕様書

令和 8 年 10 月

兵庫県企画部デジタル改革課

目 次

1 調達件名	2
2 事業概要	2
(1) 目的	2
(2) 基本方針	2
3 調達内容	2
(1) 契約期間	2
(2) 主な調達内容	2
(3) 調達に係る主な留意点	2
(4) 納品場所	2
(5) 概略スケジュール	3
(6) 納品ドキュメント	3
4 本調達に係る留意事項	5
(1) 秘密保持及び情報セキュリティ対策	5
(2) 知的財産権の取扱い	5
(3) 契約不適合責任	6
(4) その他	6
5 仕様詳細	6
(1) システム構成	6
(2) 稼働要件	7
(3) 主な機器仕様	7
(4) 主なソフトウェア仕様	7
(5) 主なネットワーク仕様	7
(6) 運用管理仕様	8
(7) 個別仕様	8
6 構築業務	13
(1) 役割分担	13
(2) 作業体制	13
(3) 構築作業	13
(4) 消耗品について	17
(5) アプリ保守事業者への引継ぎについて	17
7 保守要件	17
(1) 保守運用体制	17
(2) 役割分担	17
(3) 保守内容	18
8 その他	18

資料1 システム構成図（予定）

資料2 ネットワーク構成図（予定）

用語の定義

この調達仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
リース事業者	本調達にかかる受注者をいう。
統合宛名管理システム	県が設置する団体内統合宛名管理システムをいう。各業務で個別に利用する業務宛名番号を統合して、団体内で特定の個人を識別するための統合宛名番号を発番する。また、各業務システムと連携して、情報照会や副本登録の機能等を提供する。
現行システム	調達時点で県が運用する既設の統合宛名管理システムをいう。
電算機械室	システムのサーバ等を設置する兵庫県本庁舎第3号館13階の専用区画をいう。
県庁 WAN	兵庫県の本庁と地方機関を結ぶ行政情報ネットワークシステムをいう。
LGWAN (Local Government Wide Area Network)	地方公共団体が共同で設置した「総合行政ネットワーク」の略称で、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的に高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークをいう。
中間サーバ（中間サーバ・プラットフォーム）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づく情報連携のために各情報保有機関が設置するシステムをいう。同法第21条の2に規定される情報提供用個人識別符号を利用して特定の個人を識別し、他機関との特定個人情報の連携を行う。 地方公共団体向けの中間サーバは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が一括整備し、地方公共団体から委任を受けて運用している。
住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）	市区町村が管理する住民基本台帳の4情報（氏名、住所、性別及び生年月日）、個人番号及び住民票コード並びにこれらの変更情報についてネットワーク化を図り、全国共通に電子的な本人確認ができるシステムをいう。

1 調達件名

兵庫県統合宛名管理システム外部連携サーバ機器等調達

2 事業概要

(1) 目的

本仕様書は、兵庫県（以下「県」という。）が社会保障・税番号制度に基づく情報連携のために設置する統合宛名管理システム等の更改に係るサーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア等（以下「調達機器等」という。）について、調達機器等の導入、設定、保守等の詳細な仕様を定めるものである。

(2) 基本方針

統合宛名管理システムは特定個人情報を取扱う基盤となるため、庁内ネットワーク（以下「県庁 WAN」という。）の設定等を踏まえ、安全かつ安定して動作する構成を基本とする。

また、オープンソースソフトウェア（以下「OSS」という。）の活用等により、初期費用及び保守費用の低減を図る。

3 調達内容

本調達の内容は次のとおりとする。

(1) 契約期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日まで
(60 か月間の賃貸借契約)

(2) 主な調達内容

- ・ 必要な調達機器等を納入する。
「資料 1 システム構成図（予定）」を参照
- ・ 調達機器等の構築に伴う電源・ネットワーク工事、搬入設置等作業を行う。
「資料 2 ネットワーク構成図（予定）」を参照
- ・ 県が指示する要件に従い、調達機器等の設計から構築までを行う。
- ・ 調達機器等の導入に伴い、必要となる既設ネットワーク機器等の設定変更及びテスト等の支援を行う。
- ・ 調達機器等の上で稼働する統合宛名管理システムアプリケーションの保守受託事業者（以下「アプリ保守事業者」という。）が同システムにアプリケーション等を導入する際の支援を行う。
- ・ 契約期間中の調達機器等の保守、運用を行う。
- ・ 現行システムを撤去する。

(3) 調達に係る主な留意点

- ・ 調達機器の設計・構築にあたってはアプリ保守事業者と緊密に連携して行うこと。
- ・ ネットワーク機器など既設機器との接続等について、庁内ネットワークの保守管理事業者と連携・協力して行うこと。
- ・ 県及び開発運用事業者に調達機器等の利用に関して必要な教育を実施すること。

(4) 納品場所

ア 機器設置場所

兵庫県本庁舎第3号館 13階 電算機械室
 イ ドキュメント納品場所
 兵庫県本庁舎第3号館 12階 デジタル改革課

(5) 概略スケジュール

本調達に係る概略スケジュールは以下のとおりとし、令和9年2月28日までに構築作業及びテスト等を完了し、令和9年3月1日(予定)から本番運用を開始すること。

項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約						
設計作業						
機器手配・搬入						
環境構築						
テスト運用						
データ移行						
本番運用・保守						

凡例： リース事業者の作業 リース事業者がアプリ保守事業者等を支援して行う作業

(6) 納品ドキュメント

ア ドキュメント一覧

以下のドキュメントを提出期日までに提出すること。

納品ドキュメント名	納品形態	提出期日
①構築計画書 ・構築作業計画 ・工程表 ・体制表	紙及び電子媒体	契約締結後 7日以内
②調達機器等資料 ・調達機器等一覧表(費用明細)・製品カタログ ・ソフトウェア一覧表(費用明細)・製品カタログ ・付属品・予備品表 ・機能・性能・動作説明書 ・付属マニュアル、取扱説明書 ・システム構成図 ・ネットワーク構成図 ・ラック搭載図 ・機器構成図 ・配電図	紙及び電子媒体	機器搬入前
・ライセンス証書、保証書及び管理表	紙	

納品ドキュメント名	納品形態	提出期日
・インストール媒体(無償ソフトウェアを含む)	電子媒体	
③構築設計書 ・構築設計書(基本設計、詳細設計、設定シート)	紙及び電子媒体	構築着手前
④構築資料 ・稼働テスト実施報告書 ・試験成績書	紙及び電子媒体	構築完了後
・設定情報のバックアップデータ ・サーバ、通信機器のバックアップデータ ・ソフトウェアのバックアップデータ	電子媒体	
⑤保守運用資料 ・保守運用マニュアル ・機器設定手順書・運用手順書・操作手順書等 ・運用に必要なとなる消耗品一覧及び仕様 ・保守・サポート体制 ・情報セキュリティ対策計画書	紙及び電子媒体	本番運用開始前
⑥その他 ・各種会議の議事録 ・各ドキュメントの更新版	紙及び電子媒体	随時

イ 事前承認

ア②のドキュメントについては、以下の点に留意の上作成し、その内容について機器搬入前に県の承認を得ること。

- ・ハードウェア、ソフトウェアとも、メーカー、製品名、型式・バージョン、数量が確認できること。また、それぞれの費用の明細についても提示すること。
- ・災害対策（耐震・落下・転倒防止等）計画を確認できること。
- ・ラック毎の各機器（ラック本体を含む。）の配置及び重量が確認できること。
- ・各機器の消費電力が確認できること。なお、消費電力については、W 又は KVA で記載すること。カタログ値の場合は、その旨を記載すること。
- ・その他、本仕様書で定める仕様及び性能を満たしていることを証明できること。

ウ 作成上の注意

アのドキュメントの作成上の注意点は以下のとおり。

- ・調達機器等の保証書やライセンス証類は分類・整理して納品すること。
- ・納入に必要な資材は、リース事業者において用意すること。
- ・製本版は、原則として A4 判の用紙を使用し、種類別にチューブファイル等に収め、背表紙等には内容を簡記すること。ただし、必要に応じて A3 判で作成してもよい。
- ・電子媒体の表面には収録内容を簡記すること。
- ・電子データは、Microsoft Office 2019 以降で編集できること。なお、製品カタログや製品マニュアル等印刷物については PDF ファイル化すること。
- ・電子媒体（CD-ROM または DVD-ROM）版と製本版（ソフトウェアを除く）に編纂し、各 2 部納品すること。

4 本調達に係る留意事項

(1) 秘密保持及び情報セキュリティ対策

ア 秘密保持

リース事業者は、本調達に係る契約の履行過程で知り得た全ての情報について、その契約の履行の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

なお、契約内容の履行の目的以外に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に県と協議し、承認を得ること。

県は、リース事業者に対し当該情報等について上記に定める守秘義務を負わせるものとし、リース事業者がその責めに帰すべき事由により当該守秘義務に違反した場合は、県は、リース事業者に対し損害賠償を請求することができるものとする。

秘密保持については、契約履行完了後も存続するものとする。ただし、以下の項目に該当する場合は、その義務を負わない。

- ・ 県から開示を受ける以前に既にリース事業者が保有していたもの
- ・ 県から開示を受ける以前に既に公知であったか、又は開示された後公知となったもの
- ・ 法令の定めに基づき、権限のある官公署から開示を要求されたもの

イ 「兵庫県情報セキュリティ対策指針」等の遵守

リース事業者は、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」（令和8年4月1日施行）及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」、別記「適正な労働条件の確保に係る特記事項」を遵守するものとし、必要な対策を講じなければならない。

県は、この遵守状況について、リース事業者に随時報告を求め、リース事業者の作業場所での確認を行うことができるものとする。

(2) 知的財産権の取扱い

ア 著作権等の帰属

リース事業者は、本調達で得られた成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条の権利を含む）を無償で県に譲渡するものとする。

イ 著作者人格権の扱い

リース事業者は著作者人格権を行使しないものとする。また、リース事業者は本調達で得られた成果物にリース事業者以外の著作者がある場合は、当該著作者に著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

ウ 成果物の使用

リース事業者は、本調達によって得られた成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾するものとする。

エ 第三者の知的財産権の使用

リース事業者は特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに関わる費用については本調達に含むものとする。

オ その他

その他、本調達で得られた成果物の取扱い及び知的財産権に関する事項については、県とリース事業者とで協議して定めるものとする。

(3) 契約不適合責任

納入した調達機器等に契約不適合がある場合、県がそれを知った日から1年以内の期間内は、県の指示により無償で修正（駆けつけ保守対応等の保守サポートを含む。）を行うこと。

ア 契約不適合対象物の範囲

本調達における契約不適合の対象物は、すべての調達機器等とする。

イ 免責の範囲

県が調達機器等に対して施した改変等について、当該改変部分及び改変によって生じることとなった契約不適合に係る部分は、契約不適合対象物から除外する。

ウ 損害賠償の請求

契約不適合が過大である場合、または当該契約不適合の修補に相当の期間を要する場合においては、県はリース事業者に対して修補に代えて損害の賠償を請求できるものとする。

(4) その他

ア 遵守事項

本調達にあたっては、この仕様書で定めるほか、次の関係法令等を遵守すること。本調達の履行期間中、業務実施にあたり準拠すべき文書が追加もしくは改定された場合は、原則として、追加改定内容もしくは改善指導事項に沿った対応を行うこと。

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、施行令及び施行規則
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び規則
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則
- ・ 特定個人情報保護評価指針
- ・ 兵庫県個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 特定個人情報等の保護に関する基本方針
- ・ 兵庫県特定個人情報等取扱規程
- ・ マイナンバー利用事務用ネットワーク運用管理要綱
- ・ 統合宛名管理システム等運用管理要綱

イ 契約解除時の引き継ぎ、移行支援

県とリース事業者との契約が解除された場合、県の指示に従い資料の提供、技術支援、教育など無償で第三者に移行する作業を支援するものとする。

5 仕様詳細

(1) システム構成

概要は「資料1 システム構成図（予定）」を参照すること。ただし、サーバ構成は現段階の想定であり、導入時の検討・調整により仮想サーバの配置等を変更する可能性があるため留意すること。

(2) 稼働要件

- ・統合宛名管理システムのオンラインサービス時間は、県の開庁日（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日以外の日）及び土曜日の 8 時から 22 時までを予定している。
- ・繁忙期にはオンラインサービス時間を延長することがある。
- ・サーバ等は原則 24 時間 365 日稼働を想定している。
- ・年 3 回程度、庁舎電気設備点検による計画停止（停電）がある。全システムの停止及び起動を行い、稼働確認を実施すること。
- ・オンラインサービスの稼働率 99.9%、年間停止約 4 時間を目標とすること。
- ・バックアップは、できるだけ短時間で行えるようにし、統合宛名管理システムに影響を与えずに実施できること。

(3) 主な機器仕様

- ・業界標準に準拠し、環境に配慮した製品で、多数の導入実績があるとともに、調達時点で想定される将来的な拡張性や信頼性、安全性を考慮した製品とすること。
- ・セキュリティに関する機能を提供する製品については、ISO/IEC15408 に基づいた評価・認証済み機器であること。
- ・数量が 2 以上のものについては、全て同一機種（製品）で揃えること。
- ・調達機器等内部、県庁 WAN 等と接続のため、別途モジュール、関連機器、ケーブル等が必要な場合はこれを調達範囲に含むこと。
- ・統合宛名管理システムは重要な基幹システムであることから、24 時間 365 日連続運転が可能な耐久性、耐障害性の優れた機器を選定すること。

(4) 主なソフトウェア仕様

- ・操作メニュー及びマニュアルが日本語対応していること。
- ・Linux OS は Red Hat Enterprise Linux 9（64bit 版）を標準とする予定だが、導入時点で機器が対応する最新バージョンが存在する場合は最新バージョンを導入することもあり得るため、留意すること。
- ・特に指定がないものについては、導入 OS に対応（予定含む）した最新バージョンとし、納品時点においてパッチ等最新の状態で提供すること。
- ・県が使用権を持ち、適法に使用できること。
- ・クライアントライセンスが必要になる場合は、必要数（1,000 ユーザを想定）を提供すること。
- ・搭載するサーバ（CPU／コア数／ノード数等）や運用形態に対応したライセンスを選定すること。
- ・システム死活監視は OSS の Zabbix 又は Hinemos により行う予定であるが、オプションライセンスが必要な場合は追加すること。

(5) 主なネットワーク仕様

- ・調達機器等の一部は、既設のネットワークセグメントと接続すること。
- ・調達機器等と県庁 WAN の間にファイアウォールを設置し、適切なアクセス制御を実施すること。
- ・利用者端末は、職員 1 人 1 台配布の共通パソコン（VDI で接続）及び所属購入パソ

- コンとし、県庁 WAN から統合宛名管理システムに接続できること。
- ・利用者端末から今回調達する負荷分散装置までの通信を暗号化すること。
- ・ネットワーク層では TCP/IP を、アプリケーション層では HTTP、HTTPS、SNMP、NTP、DNS 等のプロトコルを使用すること。
- ・中間サーバ・プラットフォームと、VPN 装置を利用して LGWAN 経由で接続すること。

(6) 運用管理仕様

- ・調達機器等のシステム死活監視について集中管理できること。
- ・県及びアプリ保守事業者に対し、調達機器等の運用に必要な基本的な教育を行うこと。
- ・機器の電源管理（停止、起動、再起動等）を集中管理できること。

(7) 個別仕様

調達機器等の個別仕様を以下に示す。

ア 機器の仕様及び数量（仕様は機器 1 台あたりの性能を示す）

(ア) サーバ

- ・仮想ホストサーバ（プライマリ/レプリカ）

仕様	数量
・EIA規格に準拠した19インチラックに搭載すること。 ・CPUは、x64アーキテクチャに対応した、Intel Xeon 6505P（2.2GHz、12コア、24スレッド）×1基と同等性能以上のものを搭載すること。 ・メモリは、各基に64GB以上搭載すること。 ・ハードディスクは、10krpm、12Gbps SASインターフェース、1.2TB以上のものを4台以上搭載すること。また、ハードウェアRAID1+0構成をとり、ホットスワップで交換できるようにすること。 ・SAS用のハードウェアRAIDコントローラ（4G Flash搭載）を搭載すること。 ・1000BASE-Tポートを4ポート以上搭載すること。 ・DVD-ROMドライブを搭載すること（外付けドライブ等の対応も可とする。）。 ・電源ユニットは冗長構成をとり、障害発生時にホットスワップで交換できるようにすること。 ・KVMコンソール接続用インターフェース及びケーブルを有すること。 ・サーバ管理機能（後述）で管理できること。	2 台

- ・サーバ管理機能

仕様	数量
・複数のサーバ等を管理するツールを提供すること（OSに依存せず、ハードウェア障害検知を一元的に行うこと等を想定）。 ・管理の実現方法は、ハードウェアまたはソフトウェアによること。 ・別途、追加機器等が必要な場合はそれを含めること。 ・追加機器（必要である場合）は、19インチラックに搭載できること。	一式

- ・ファイアウォール

仕様	数量
FortiGate 120G 相当 ・EIA規格に準拠した19インチラックに搭載すること。 ・ファイアウォールのスループット（1518バイトUDPパケット）が、39Gbps以上であること。 ・ファイアウォールの同時セッションが3,000,000以上、新規セッション/秒が140,000以上であること。 ・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応のLANポートを18ポート以上搭載すること。 ・仮想ファイアウォールを10以上設定可能であること。	1 台

・ サーバ等用 L2 スイッチ

仕様	数量
・EIA規格に準拠した19インチラックに搭載すること。 ・ポートミラーリング機能を有すること。 ・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応のLANポートを24ポート以上搭載すること。 ・タグVLAN（IEEE802.1Q）機能を有すること。 ・複数のセグメントをVLANで收容することを想定しているが、VLANではなくセグメント毎に筐体を設置することも可とする。この場合、必要台数を用意すること。	1 台

（イ） 無停電電源装置（UPS）

仕様	数量
・EIA規格に準拠した19インチラックに搭載すること ・UPSは、既設のCVCFから電源供給を受ける形とすること。 ・UPSには調達機器等のうち19インチラック内に設置する全てのもの（サーバ、ネットワーク機器等）を接続するので、出力電力容量については、冗長性等を考慮のうえ、必要量を確保すること。 ・電源障害時、UPS管理ソフトウェア等と連携してサーバ（仮想サーバを含む。）の自動シャットダウンが可能であること。UPS管理ソフトウェア等が別途必要な場合は、これを含めること。 ・電源障害時、負荷機器に対して、一定時間（サーバがシャットダウンするために必要な時間）以上、電力を供給できること。 ・電源復旧時、UPSに接続されている機器を自動的に起動可能であること。 ・交換用バッテリーの費用及び交換作業費は保守に含めること。 ・バッテリー交換時、システムを停止することなく作業ができること。 ・100BASE-TX/10BASE-T対応のLANポートを搭載し、リモート管理が可能であること。	必要数

(ウ) 統合宛名管理システム外部連携サーバ・中間サーバ管理端末用 PC

仕様	数量
・ノート型パソコンであること。 ・CPUは、x64アーキテクチャに対応した、Intel Core 5（3.3GHz、6コア・6スレッド）× 1基と同等性能以上のものを搭載すること。 ・メモリは、16GB以上搭載すること。 ・ストレージは、256GB以上の暗号化機能付フラッシュメモリとすること。 ・TPM 2.0準拠のセキュリティチップを有していること。 ・解像度1920×1080以上で15.6インチ以上の液晶モニタを搭載すること。 ・テンキー付きキーボードを搭載するとともに、ホイール付き有線マウスを添付すること。 ・DVD-ROMドライブを搭載すること。 ・Webカメラ（顔認証に使用）を搭載していること。 ・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応のLANポートを1ポート以上搭載すること。 ・USB3.2ポートを3ポート以上搭載すること。 ・無線LAN機能は有しないこと（標準で有する場合は無効化すること。）。 ・OSは、Windows11 Professional 64bit版とすること。 ・オフィススイートとして、Microsoft Office Professional（最新版）を含むこと。	4台

・ KVM コンソール、スイッチ

仕様	数量
・モニタは、解像度1600×900又は1280×1024以上、17インチ以上の液晶モニタであること。 ・キーボードは日本語配列とし、スクロール機能に対応したタッチパッドを有すること。 ・今回調達・設置する全サーバを操作できるように設定すること。	一式

・ 分電盤

仕様	数量
・電算機械室に設置する調達機器の電源は、同一フロアの既設分電盤を利用すること。 ・原則として既設分電盤の空きブレーカー（CVCF経由 100V20A 1回路）を利用すること。なお、必要があれば、分電盤の定格出力電圧を変更して利用すること。	一式

イ ソフトウェアの仕様及び数量

No	名称	仕様	数量
1	Linux OS	Red Hat Enterprise Linux 9以上（64bit） 仮想サーバに必要なライセンスを含む。	一式

No	名称	仕様	数量
2	Windows Server OS	Windows Server 2025 Standard ライセンス	2
		Windows Server Device CAL 2025	4
		Windows Server 2025 Standard 64bit Disk Kit	1
3	仮想化ソフトウェア	Hyper-V（最新版）	一式
4	バックアップソフトウェア	Arcserve Unified Data Protection v7.0 Premium Edition 相当 全物理サーバ及び全仮想サーバを対象とすること。	一式
5	ウイルス対策ソフトウェア（Linuxサーバ、Windowsサーバ/クライアント）	[表 ウイルス対策ソフトウェア候補一覧]のソフトウェアから選定すること。 本契約の対象となる全てのLinuxサーバ（仮想サーバを含む）、Windowsサーバ、Windowsクライアントを対象とすること。 また、OSの種類にかかわらず、一元的な管理・パターンファイル更新等ができること。	一式
6	ファイル転送ソフトウェア	HULFT8 for Linux-Standard（保守のみ） （永続ライセンスを県において調達済） 原則として現行設定を引き継ぐこと。	1
		HULFT8 for Windows-Client（保守のみ） （永続ライセンス4件を県において調達済） 原則として現行設定を引き継ぐこと。	4
7	管理端末用媒体出力制限ソフトウェア	DeviceLock v8.3（保守のみ） （DeviceLock v8.3の永続ライセンスを県において調達済） 原則として現行設定を引き継ぐこと。	4
8	管理端末用顔認証ソフトウェア	NeoFaceMonitor V5（ライセンス及び保守）	4
9	管理端末用ログ管理ソフトウェア	MylogStar 4 Desktop（保守のみ） （MylogStar 4 Desktopの永続ライセンスを県において調達済） 原則として現行設定を引き継ぐこと。	4
		MylogStar 4 Standalone Manager（保守のみ） （MylogStar 4 Standalone Managerの永続ライセンスを県において調達済） 原則として現行設定を引き継ぐこと。	1
10	UPS管理	制御用に必要な場合は、必要数を導入すること。	一式

No	名称	仕様	数量
11	運用管理ソフトウェア	Zabbix 5.0 LTS 又は Hinemos v6.2 相当 全てのサーバ（仮想サーバ含む）、ネットワーク 機器の監視が可能であること。 なお、オプションのライセンスが必要な場合は、 これを含むこと。	一式
12	サーバ証明書	地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）が発行する Webサーバ証明書（LGWAN内部環境用）を使用する こと。 上記証明書はlg.jpドメインでのみ利用可能であ ることに留意すること。 証明書は県において用意する。	一式

※「中間サーバ管理・接続端末用 PC」専用のソフトウェア（OS、オフィススイート）については、5（7）ア（ウ）内に記載しているので、確認のこと。

※構築にあたり、OSS等を適宜追加する可能性があるので、留意すること。

※全ソフトウェアのバージョン（リビジョンを含む）について対象機器が分かる一覧表を作成し、導入前に県の承認を得ること。

※ウイルス対策ソフトウェアは、県が契約する LGWAN-ASP の自治体情報セキュリティ向上プラットフォームからパターンファイルの配信を受けるため、下表から選定すること。ただし、同プラットフォームがサポートする対象ソフトウェアについては変わりうる可能性があるため、機器構築時点で対象外となった場合は、契約の範囲内で別のソフトウェアの選定を依頼する可能性がある点に留意すること。なお、LGWAN-ASP のアップデートサーバを無償利用できるウイルス対策ソフトウェアの選定も可とする。

[表 ウイルス対策ソフトウェア候補一覧]

ソフトウェア開発元	ソフトウェア名	配信ファイル
トレンドマイクロ	Apex One	トレンドマイクロ社が提供するウイルスパターンファイル ・ Trend Micro Apex Central 2019 用パターンファイル
	ServerProtect for Linux	
	ServerProtect for Windows	
	Deep Discovery Inspector	
	Deep Security	トレンドマイクロ社が提供するウイルスパターンファイル ・ Deep Security Manager 用パターンファイル
マカフィー	Trellix(McAfee) Endpoint Security 10	マカフィー社が提供するウイルス定義ファイル
ブロードコム	Symantec Endpoint Protection	ブロードコム社が提供する

	Symantec Endpoint Protection 14.3	るウィルス定義ファイル
ウィズセキュア（旧 エフセキュア）	F-Secure Client Security Standard 16	ウィズセキュア社が提供するウィルスパターンファイル
	F-Secure Client Security Premium 16	
	F-Secure Server Security Standard 16	
	F-Secure Server Security Premium 16	

6 構築業務

（１）役割分担

本事業における主要な関係者の役割分担を以下に示す。

関係者	役割
県	・本事業全般のプロジェクト管理・運営を行う。 ・関係部署及びプロジェクト内における各事業者間の調整を行う。
リース事業者	・調達機器等の調達及び構築・保守等を行う。 ・統合宛名管理システム外部連携サーバの導入支援等を行う。 ・調達機器等の維持管理に係るアプリ保守事業者への引継を行う。
アプリ保守業者	・構築後の外部連携サーバに、ガバメントクラウドとの連携を導入する。 ・構築後の外部連携サーバの維持管理（ガバメントクラウドとの連携部分）

（２）作業体制

- ・リース事業者は、更新業務の全体統括を行う総括責任者を配置すること。
- ・県との連絡は、総括責任者を通じて行うこと。

（３）構築作業

ア 調達機器等の設置

（ア）搬出入・設置作業に伴う手続き

- ・事前調査（導入予定場所の現地調査を含む。）を行うこと。
- ・事前に作業内容、作業開始・終了（予定）時間、作業完了確認方法、及び障害時の復旧手段について、県へ報告し承認を得ること。
- ・県庁舎への入退庁に際しては、県庁舎管理規則に従うこと。
- ・調達機器の設置作業に必要な部材・什器等を準備すること。

（イ）搬出入・設置作業の注意点

- ・原則として閉庁日に搬出入作業を行うこと。
- ・搬出入車両を県庁舎敷地内に一時停車又は駐車する場合は予め県に協議すること。なお、車両の規格、時間帯等により敷地内での駐停車が認められないことがあるので、留意すること。
- ・搬出入・設置等に必要な部材、什器等をリース事業者の負担において準備すること。

- ・ 搬出入に当たっては適切な養生を行い、搬入する機器や施設及び他システムの機器に損害を与えないこと。
- ・ 機器の梱包物、搬出入の際に使用した養生品及びその他不要となった資材を、設置完了後速やかに撤去し廃棄すること。

(ウ) 現行システムの撤去・搬出作業等

- ・ 調達機器等の運用開始以後に、リース事業者の責任で、現行システムの導入機器（県の指示がある場合は **LTO** を含む。）の撤去・搬出を行うこと。
- ・ 機器の撤去・搬出作業に際し必要となる部材、什器等をリース事業者の負担において準備すること。
- ・ ラック及び各機器を接続している配線についても、撤去・搬出作業の対象とすること。
- ・ 撤去・搬出作業においても、搬入・設置作業の手続き及び注意点に従うこと。
- ・ 作業完了後、2週間以内に作業完了報告書を提出すること。
- ・ リース事業者は、撤去に当たっては第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してもデータが復元されないように **HDD** 装置及び **LTO** の物理的な破壊により、完全にデータを削除し、これを証する書類を作業完了報告書の一部として提出すること。なお、データ削除作業は、原則として県担当者の立会いのもとで実施すること。

(エ) 契約期間満了後の撤去・搬出作業等

- ・ 賃借期間満了後、リース事業者の責任で、導入機器の撤去・搬出を行うこと。
- ・ 機器の撤去・搬出作業に際し必要となる部材、什器等をリース事業者の負担において準備すること。
- ・ ラック及び各機器を接続している配線についても、撤去・搬出作業の対象とすること。
- ・ 撤去・搬出作業においても、搬入・設置作業の手続き及び注意点に従うこと。
- ・ 作業完了後、2週間以内に作業完了報告書を提出すること。
- ・ リース事業者は、撤去に当たっては第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してもデータが復元されないように **HDD** 装置の物理的な破壊により、完全にデータを削除し、これを証する書類を作業完了報告書の一部として提出すること。なお、データ削除作業は、原則として県担当者の立ち会いのもとで実施すること。
- ・ 次期の機器等の導入において、県の指示に基づき必要なドキュメントの提供及び技術支援を行うこと。

イ 設置要件

(ア) セットアップ

- ・ 確認すべき事項がある場合には、県に申し出たうえで対応すること。
- ・ 機器の各種ファームウェアは、導入時点の最新バージョンとすること。また、パッチ等の適用は導入時点の最新状態とすること。
- ・ 設定書に基づき、OS 及びソフトウェア（各種ミドルウェア、他）のインストール、設定及び動作確認を行うこと。
- ・ 機器の設定にあたっては、既設ネットワーク環境等に悪影響を与えないよう、十分な考慮・対策・確認をとったうえで作業を行うこと。

- ・ 導入した機器については、第三者でも識別可能となる手段を講じること。なお、本調達において納入する機器については、機器諸元一覧及び設置した機器のレイアウトを記載した機器設置レイアウト図、ラック収容状況を記載しラック搭載図を作成すること。
- ・ 接続したケーブルは、機能単位に色分けやタグの取付けを行い、第三者でも識別や接続先の確認が可能になるような手段を講じること。
- ・ ケーブルの配線は、運用・保守作業を考慮し、適切に整理すること。
- ・ 導入機器に関する接続図及び配線図（電源、ネットワーク）を作成すること。
- ・ 調達する機器間のケーブル類及び調達外の機器と調達する機器を接続するケーブル類も、本調達に含めること。
- ・ 統合宛名管理システム外部連携サーバ・中間サーバ管理用 PC をシステムに接続できるよう、電算機械室内及び県が指定する執務室への配線を行うこと。

（イ）電源

- ・ 調達機器等の導入に当たり、必要電源を確保できるよう電源工事を行うこと。分電盤からの電源ケーブルの敷設及び各装置の接続工事を行うこと。
- ・ 工事については、事前に庁舎管理者に協議を行うこと。
- ・ 無停電電源装置は、電源障害時、UPS 管理ソフトウェア等と連携してサーバ、ストレージ等を安全に自動シャットダウンできるように設定すること。

ウ ネットワーク構成

（ア）論理設計

以下のネットワークセグメント構成を想定しているが、詳細については設計時に決定する。また、今後国から求められる情報セキュリティ対策等により、構成の見直しの可能性がある。

No.	セグメント名	用途
1	Webセグメント	・ 県庁WANとの接続用セグメント ・ 利用者／業務アプリケーションなどからのアプリケーション接続受付用 ・ 県庁WANとは今回調達するファイアウォールを経由して接続する。
2	業務セグメント	・ Web/APサーバとDBサーバ等との接続用及び運用管理用セグメント ・ 業務アプリケーションからのデータベース接続、及びサーバ管理・運用監視・システムバックアップ用 ・ 県庁WANと直接接続しない。
3	VPN装置用セグメント	・ 自治体中間サーバ・プラットフォーム（LGWAN経由）との接続用VPN装置を配置 ・ 今回調達するファイアウォールを介してWebセグメントと接続する。

No.	セグメント名	用途
4	内部DMZセグメント	- 県庁WANを経由してインターネットに接続するウィルス対策ソフト管理サーバを配置 - 今回調達するファイアウォールを介して県庁WAN及び業務セグメントと接続する。
5	中間サーバ端末セグメント	- 中間サーバ管理端末及び接続端末を配置 - 今回調達するファイアウォールを経由してVPN装置用セグメントと接続する。
6	住基ネット接続セグメント	今回調達するファイアウォール及び住基ネットの既設ファイアウォールを経由して住基ネット業務端末と接続する。ファイアウォールは住基ネット業務端末から統合宛名管理システムへの一方向通信のみを許可する。
7	遠隔保守セグメント	- 今回調達するファイアウォールを経由してアプリ保守事業者の保守拠点に設置する遠隔保守端末と接続する。 - ファイアウォールと遠隔保守端末間はIP-VPNサービスにより接続する。

(イ) 可用性設計

- サーバ2台でWindows Hyper-V レプリカ構成を組み、冗長性を確保すること。

(ウ) 物理設計

- 今回調達する全ての機器の管理は、運用管理サーバより実施できるようにすること。

(エ) ネットワーク設定

- SSH 等を利用し、リモートからコンソールを使用できるように設定すること。
- LGWAN 上の NTP サーバと時刻同期するよう設定すること。
- SNMP による管理が可能なように設定するとともに、SNMP サーバ（運用管理サーバ）にトラップを送出するよう設定すること。
- 不要サービスの削除・停止、不要アカウントの削除等のセキュリティ設定を行うこと。

エ 仮想化構成

- 物理サーバの障害発生時に柔軟な運用を実施するため、サーバ 2 台で Windows Hyper-V レプリカ構成を組み、プライマリホストで障害発生時は、レプリカサーバへ切り替えて運用できること。

オ サーバ設計

(ア) レプリケーション

統合宛名管理システム外部連携サーバについては、仮想化ソフトウェアを用いてレプリケーションを構成すること。

(基本構成)

- ・サーバ 2 台で Windows Hyper-V レプリカ構成を組み、仮想マシン上で外部連携サーバを稼働させること。
- ・ Hyper-V レプリカにより、プライマリサーバは定期的にレプリカサーバへレプリケーションされること。

カ 個別サーバ構成

(ア) 外部連携サーバ

- ・ ファイル転送ソフトを用いて、住基ネット等と安全なファイル連携を行えること。

(イ) NTP 連携サーバ

- ・ LGWAN 上の NTP サーバと統合宛名管理システムの時刻同期を行うこと。

(ウ) 運用管理サーバ

- ・ 運用管理ソフトを利用して、システムの監視及びを行うこと。

(エ) ウィルス対策ソフト管理サーバ

- ・ ウィルス対策ソフトの最新定義ファイル等を県が指定するサーバから定期的に取得し、各サーバ・端末に配信すること。

(4) 消耗品について

リース事業者は初期稼働までの間に、必要となるバックアップ用媒体、テスト用媒体等の消耗品について、リース事業者の負担において必要数量を準備すること。なお、稼働後については、県が準備する。

(5) アプリ保守事業者への引継ぎについて

調達機器等の構築完了後は、機器の各種設定作業等をアプリ保守事業者が行うことになるため、リース事業者は「機器設定手順書」等の引継ぎ資料を基にアプリ保守事業者に操作等の説明を行い、その結果について県に報告のうえ、検収を受けること。

7 保守要件

(1) 保守運用体制

- ・ 機器保守及び問い合わせに関する窓口は一本化し、対応作業を主体的かつ包括的に管理・監督できる担当者を定める等、体制を明確にすること。
- ・ 統合宛名管理システムに影響を及ぼす障害が発生した場合は、発生 of 連絡を受けてから、開庁日の 9 時から 17 時の間は原則 2 時間以内に技術者が現地に駆けつけ、復旧作業に着手すること。

(2) 役割分担

- ・ 一次対応は県及びアプリ保守事業者が行うが、故障箇所切分けが困難な場合、又は故障切分けのため、各種ログ取得等、準備作業に時間を要することが予想される場合には、県及びアプリ保守事業者等と連携し、まず技術者を現地に派遣して故障切分

けの協力を行うこと。

- ・本契約の調達機器等の不具合か、既設ネットワーク機器・統合宛名管理システムの不具合かの判別が困難な場合は、原因を特定するための協力を行うこと。
- ・原則としてパッチ適用の判断、影響範囲の確認及び適用作業は県又はアプリ保守事業者が行うが、リース事業者は、ファームウェア等の更新情報の提供及びパッチ適用やソフトウェアのバージョンアップ等作業について技術支援すること。

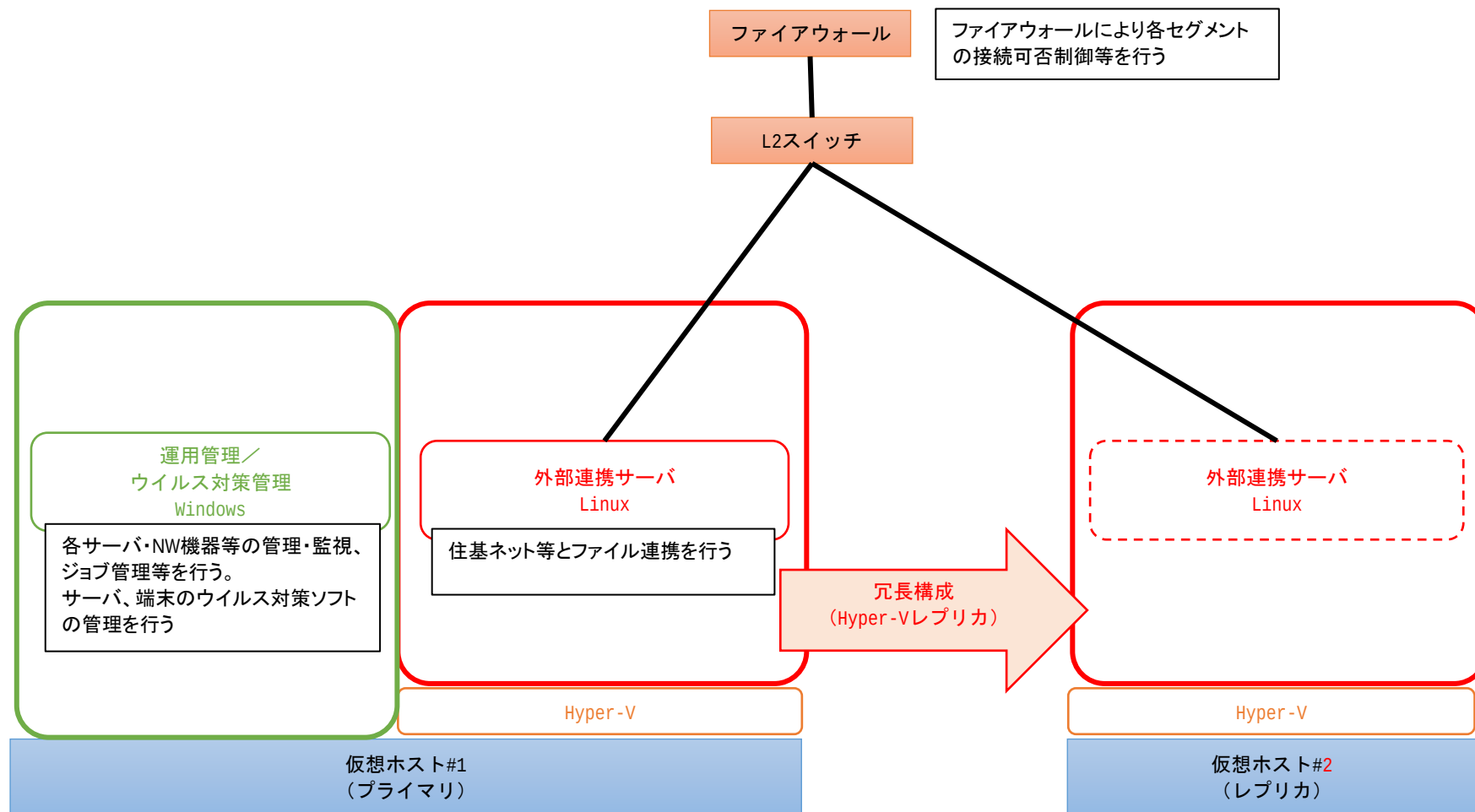
(3) 保守内容

- ・特に指示のあるものを除き、機器は 24 時間 365 日の保守サポートを行うこと。また、ソフトウェアは開庁日の 9 時から 17 時の保守サポートを行うこと。なお、冗長化されている機器については、開庁日の 9 時から 17 時の保守サポートとしても良い。
- ・調達機器等を良好な状態で使用できるよう、定期保守（年 1 回程度実施）及び予防保守（各機器の事前警告等に応じて実施）を行うこと。
- ・機器の障害復旧作業は、オンサイト作業とすること。
- ・保守作業全般について、県業務に支障をきたすことなく、適切かつ迅速に対応するとともに、作業が完了した場合は、その都度、書面により完了報告を行うこと。
- ・故障機器（予備機を含む。）の復旧のために機器を持ち帰る場合又は復旧に時間を要する場合は、県の指示に従い、代替機を用意して代替運用すること。なお、代替機の設置作業や撤去作業は保守に含めること。
- ・最新のファームウェア、修正プログラム、バージョンアップ版の提供を保守に含めること。
- ・無停電電源装置のバッテリー交換作業（バッテリー調達費用を含む。）を保守に含めること。
- ・技術的な問題や障害を解決するために必要な情報、ノウハウ等の質問を電子メール、電話等により受け付け、指導・助言を行うこと。
- ・運用で使用するためにリース事業者側で独自スクリプト等を作成した場合又は既存のスクリプトを継続利用する場合は、当該スクリプト等も保守対象に含め、県及びアプリ保守事業者からの質問等に対応すること。
- ・ソフトウェア、ファームウェアの脆弱性、バージョンアップに関する情報等を県に提供すること。また、調達機器等に関しての調査及び技術支援を行うこと。
- ・問い合わせ回数及び問題や障害の内容に制限がないこと。

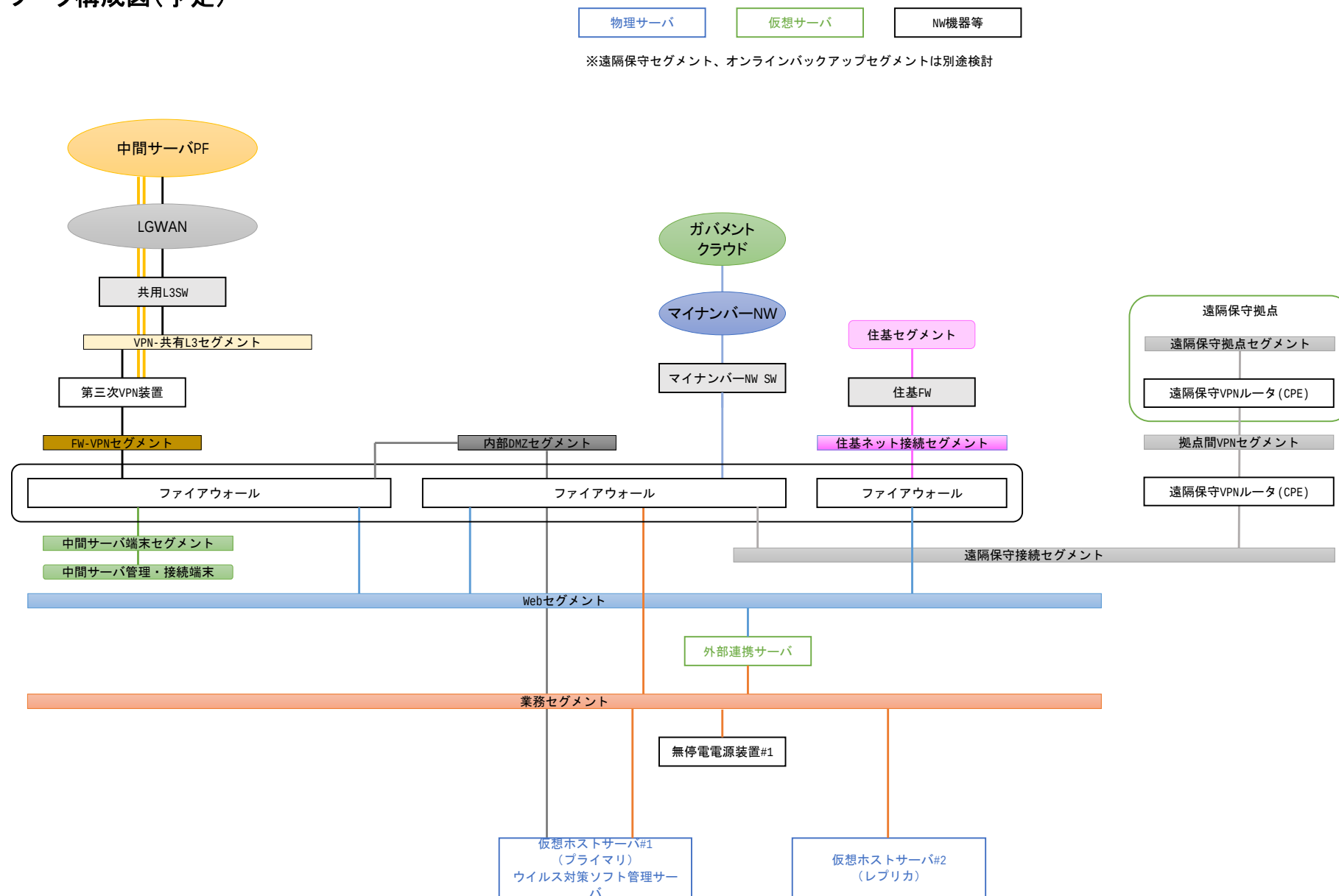
8 その他

本仕様書に記載の無い事項で、導入において発生した必要な作業については、県と協議のうえ、県の指示に基づき実施すること。

システム構成図(予定)



ネットワーク構成図(予定)



提出書類の注意事項

1 参加申請・質問・仕様確認申込書等の提出について（令和8年10月20日（火）午後4時締切）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに提出してください。

※ 参加申請時に下記の仕様確認申込書等のファイルを添付し、提出することができます。

仕様に関する質問がある場合には、「仕様等に関する質問書」により、期日までに物品管理課担当まで提出してください。可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。（FAX及び持参による提出を妨げるものではありません。）

事前に仕様確認が必要です。仕様確認申込書及び仕様がわかるもの（カタログ等）を期日までに物品管理課担当まで提出してください。電子入札共同運営システム、FAX及び持参のいずれかの方法により提出願います。事前確認のうえ、仕様を満たすものと認められた機種以外での入札は無効となりますのでご注意ください。

質問及び仕様確認の結果の回答は、**令和8年10月23日（金）**午後5時頃を予定しています。

2 入札保証金の納付及び免除について（令和8年10月26日（月）正午締切）

① 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

② 2年以内の県との契約実績が物品管理課で確認できない場合は、別途送付する「納入実績報告書」に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等への納入実績を記入し提出してください。

3 入札書提出の際に必要な入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書を添付してください。入札内訳書には、上記1により認められた機種の商品名・メーカー名・品番・数量・金額等を記載してください。

4 入札額について

入札額は、1箇月あたりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含めない額）としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

5 開札日時：令和8年10月27日（火）午後2時10分

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和8年10月23日（金）午後5時から令和8年10月27日（火）午後2時10分までの間に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは毎日午前9時から午後8時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

6 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、令和8年10月28日（水）午後2時10分を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

7 契約時について（落札業者のみ）

(1) 契約書

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

ア 書面の契約書の場合

物品管理課で準備する2通の契約書に記名・押印してください。

イ 電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

(2) 契約保証金

落札された場合、本契約と同時に、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を納付してください。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式8（第5の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）が200万円以下の場合は、契約保証金を免除します。

○ 入札に関する質問先:【契約事務担当者】 兵庫県出納局物品管理課物品班 児玉
TEL:078-341-7711(内線75787) FAX:078-362-3928
メールアドレス:Haruto_Kodama@pref.hyogo.lg.jp
○ システムに関する質問先:【兵庫県物品調達ヘルプデスク】
TEL:0120-554-538 平日(月曜～金曜日)の午前9時から午後6時まで(正午から午後1時までを除く)

賃 貸 借 契 約 書 (案)

兵庫県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
兵庫県統合宛名管理システム外部連携サーバ機器等一式（賃貸借）（以下「物件」という。）の賃貸借について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（対象物件及び設置場所）

第1条 甲は、乙から別表の物件を賃借し、乙は、甲に当該物件を賃貸する。

2 物件及び設置場所は、別表記載のとおりとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。ただし、契約期間中に1か月未満の端数を生じた月、又は乙の責に帰すべき理由により物件を使用できなかった月の賃貸借料は、日割計算により算出するものとする。なお、当該金額に1円未満の端数を生じるときは、その金額を切り捨てるものとする。

（賃貸借料の請求）

第4条 乙は、毎月10日までに前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第5条 甲は、前条の規定により乙から正当な請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 円とする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、この契約の履行に関して直接又は間接に知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、甲から提供された資料、原票等（以下「資料等」という。）については、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。また、この契約の履行中においては、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、使用後は速やかに甲に返還するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（セキュリティ対策）

第9条 乙は、この契約の履行における情報セキュリティ対策のために、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」（令和8年兵庫県告示第295号の2。次項において「指針」という。）及びその実施手順を守らなければならない。

2 指針及び実施手順が改正された場合、乙は、当該改正の施行期日から改正後の指針及び実施手順を守らなければならない。

3 甲は、乙が前2項の規定に違反し甲に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、セキュリティ対策の実施状況確認のため、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又はセキュリティ対策に関して乙に改善を求めることができる。

（権利、義務の譲渡禁止）

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(委託の禁止)

第11条 乙は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、この契約における総合的な企画及び判断並びに管理部分をいう。

3 乙は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「一部委託」という。）てはならない。ただし、あらかじめ一部委託の相手方の住所、氏名及び一部委託を行う業務の範囲等（以下「一部委託に関する事項」という。）を記載した一部委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に一部委託することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙は、この契約の一部を一部委託先から、さらに第三者に再委託させる場合（2次委託）には、甲に対し、当該第三者の一部委託に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、3次委託以降も同様とする。

6 一部委託する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて一部委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、この契約の一部を一部委託する場合には、一部委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(使用及び管理)

第12条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を使用及び管理するものとする。

(物件の維持及び費用)

第13条 乙は、甲から故障の通知があったときは、遅滞なく乙の責任において、物件が良好な状態で稼働できるよう必要な費用を負担して修理するものとし、設置場所での修理が困難な場合は、修理期間中無償で代替機と交換するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理又は交換が必要になったときは、この限りでない。

2 甲は、物件の修理が必要である場合において、次に掲げるときは、その修理をすることができるものとする。

(1) 乙が、前項に規定する通知があってから相当の期間内に必要な修理をしないとき。

(2) 急迫の事情があるとき。

3 前項の場合において、甲は、その修理に要した費用を支出したときは、乙に対してその費用の償還を請求できるものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理が必要になったときは、この限りでない。

(所有者の表示)

第14条 乙は、物件に自己の所有である旨の表示を付することができる。

(保険)

第15条 乙は、物件につき乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第16条 乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料金×契約月数）につき年10.75%の割合で計算した額を違約金として甲に納めなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えたときは、その賠償を甲に対して請求できるものとする。ただし、甲が物件を修理し、又は乙が動産総合保険で補償された場合は、その範囲内において甲は賠償の責を負わないものとする。

(搬入・搬出料金)

第 18 条 物件の搬入及び搬出に要する費用は、乙の負担とする。

(甲の通知義務)

第 19 条 甲は、物件について改造又は仕様の変更をしようとするときは、乙に事前に書面で通知し、その承諾を得るものとする。

2 甲は、物件について盗難、滅失、損傷等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

(物件の返還)

第 20 条 甲は、契約期間が満了したときは、設置場所において物件を乙に返還するものとする。

2 前項の場合において、甲は、物件を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた物件の損耗並びに物件の経年劣化を除く。）があるときは、その損傷を原状に復さなければならない。ただし、その損傷が甲の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第 21 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認めたとき。

第 21 条の 3 甲は、第 21 条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前 2 条及び前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 前 2 条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

5 第 2 項又は第 3 項の規定により契約が解除された場合に、乙に損害が生じたときには、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することができる。

6 前 2 条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 賃貸借開始日前に解除した場合には、契約金額の 10 分の 1 に相当する額。
- (2) 賃貸借開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの期間に対する契約金額の 10 分の 1 に相当する額。

7 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

8 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第 22 条 甲は、次条第 1 号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情のある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第 4 項及び第 6 項から第 8 項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(情報の利用)

第 23 条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

(警察の捜査への協力)

第 24 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第 25 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(賠償の予約)

第 26 条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 による刑が確定したとき。

(2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(調査への協力)

第 27 条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は同様とする。

(その他)

第 28 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義のある場合は、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。
ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

乙 住 所
商号又は名称
代表者氏名

(別表)

品 目	型 式	メーカー	数量
ハードウェア			
ソフトウェア			
その他(設計構築、設置作業、保守等)			

納品場所:兵庫県庁3号館13階電算機室(詳細は仕様書のとおり)

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、契約書において定めた場所で行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(一部委託の禁止)

第11 乙はこの契約の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「一部委託」という。)てはならない。ただし、あらかじめ一部委託の相手方の住所、氏名及び一部委託を行う業務の範囲等(以下「一部委託に関する事項」という。)を記載した一部委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に一部委託することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、この契約の一部を一部委託先から、さらに第三者に再委託させる場合(2次委託)には、甲に対し、当該第三者の一部委託に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、3次委託以降も同様とする。

4 一部委託する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて一部委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、この契約の一部を一部委託する場合には、一部委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、

甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、一部委託先に対して、その委託した業務の履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び一部委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
 - (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)
- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(契約の解除)
- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
 - (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）
- (損害賠償)
- 第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
(違約金)
- 第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１ 契約名

兵庫県統合宛名管理システム外部連携サーバ機器等一式（賃貸借）

２ 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名
電 話 番 号
電 子 メ ー ル

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、
下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

会 社 名

代表者名

電話番号

電子メール

仕様確認申込書(機器内訳書)

会社名

担当者名

電話

MAIL

FAX

案件名	兵庫県統合宛名管理システム外部連携サーバ機器等一式(賃貸借)
-----	--------------------------------

品 目	型 式	メーカー	数量
ハードウェア			
ソフトウェア			
その他(搬入、設置作業、保守等)			

※ハードウェア・ソフトウェア・その他(搬入・設置作業、保守等)全ての項目について記載のうえ、カタログ等仕様のわかるものを添えて、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

入 札 用（機器内訳書）

会社名

担当者名

電話

MAIL

FAX

案件名	兵庫県統合宛名管理システム外部連携サーバ機器等一式(賃貸借)
-----	--------------------------------

品 目	型 式	メーカー	数量
ハードウェア			
ソフトウェア			
その他(搬入、設置作業、保守等)			

1箇月あたりの賃貸借料
(消費税及び地方消費税を含まない)

円

※応札する物品の型式及びメーカーを記入してください。

仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

MAIL

FAX

案件名	兵庫県統合宛名管理システム外部連携サーバ機器等一式(賃貸借)
-----	--------------------------------

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県記入欄)

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名 兵庫県統合宛名管理システム外部連携サーバ機器等システム一式（賃貸借）

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契 約 名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電 子 メ ー ル

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

〔留意事項〕

誓約書の 2 (1)には、過去 2 年間（注 1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体
その他知事が指定する公共的団体（注 2）とその契約と種類（注 3）及び規模（注 4）
をほぼ同じくする（注 5）契約を数回以上（注 6）にわたって締結し、履行したもの
のみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含
む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込
時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注 1）「過去 2 年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注 2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵
庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの
の 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注 3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区 分	種 類
物品関係役務の調 達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注 4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額
の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、
契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注 5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の 7 割に相当する金額以上のものをいう。

（注 6）「数回以上」とは、2 回以上をいう。